

運営規程

『介護医療院 みよし』

(事業の目的)

第1条 医療法人敬長会が設置する「介護医療院 みよし」(以下「施設」という。)において実施する介護医療院の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、介護医療院の円滑な運営管理を図るとともに、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立った適切な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、長期にわたり療養が必要である入所者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする。

- 2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスを提供するように努めるものとする。
- 3 施設は、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等に応じて妥当適切に療養を行うものとする。
- 4 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、入所者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 5 前4項のほか、「岐阜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」(平成30年岐阜市条例第27号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称など)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1)名称 介護医療院 みよし
- (2)管理者 服部 順子
- (3)所在地 岐阜市北一色五丁目2番11号
- (4)電話番号 058-247-3411

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数は次の通りとする。

- | | | |
|-----------------|-------|---------|
| (1)管理者(院長) | 1名 | (医師が兼務) |
| (2)医師 | 2名 | |
| (3)薬剤師 | 1名 | |
| (4)介護支援専門員 | 1名 | |
| (5)看護職員 | 9名以上 | |
| (6)介護職員 | 13名以上 | |
| (7)理学療法士又は作業療法士 | 1名 | |
| (8)管理栄養士 | 1名 | |
| (9)歯科衛生士 | 1名 | |
| (10)事務職員 | 3名 | |

2 前項に規定する職員の職務は次の通りとする。

- (1) 管理者(院長) 施設サービスの実施に携わる職員の総括管理及び指導を行う。
- (2) 医師 入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師 医師の診断に基づき、調剤及び医薬品の供給・管理を行う。
- (4) 介護支援専門員 入所者の施設サービス計画の原案を立てるとともに、必要に応じて要介護認定及び認定更新の申請手続きを行う。
入所者の処遇上の相談、市町村の連携等に関する業務に従事する
- (5) 看護職員 医師の指示に基づき、投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、入所者の施設サービス計画に基づく看護及び介護を行う。
- (6) 介護職員 入所者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (7) 理学療法士又は作業療法士 入所者のリハビリテーションプログラムを作成するとともに、機能回復訓練の実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士 献立の管理、栄養指導、その他入所者の栄養マネジメントを行う。
- (9) 歯科衛生士 入所者の口腔衛生管理指導及び口腔ケアを行う。
- (10) 事務職員 前各号に該当しない運営全般に係る事務を行う。

(介護医療院の入所定員)

第5条 施設の入所者定員は、Ⅱ型療養床の入所定員50名とする。

(介護医療院サービス内容及び利用料金等)

第6条 介護医療院サービスの内容は、次のとおりとし、介護保険サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額の1割又は2割若しくは3割の額とする。

- (1) 施設サービス計画の作成、相談、援助
- (2) 診療
- (3) 医師の指示の下、自立に向けた機能訓練及びその他必要な医療
- (4) 入浴(1週間2回以上入浴又は清拭)
- (5) 排せつ(自立について必要な援助)
- (5) 褥瘡の予防
- (6) その他日常生活上の世話(食事、離床、着替え、整容等)
- (7) レクリエーション行事

2 日常生活において通常必要となる費用で入所者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

- ① 食費 1,690円/日
(ただし、介護保険法第51条の3第1項に定めるものについては同条第2項第1号に定める食費の負担限度額)
- ② 居住費 630円/日
(ただし、介護保険法第51条の3第1項に定めるものについては同条第2項第2号に定める居住費の負担限度額)
- ③ レンタル料
テレビ(電気代、NHK受信料含む) 105円/日

④持込電気製品電気代

テレビ(NHK受信料を含む)	26円/日
電気毛布・電気アンカ	25円/日

⑤その他

散髪代	2,990円/(1回)
業者委託分洗濯代(個人衣類)	4,990円/(1ヶ月)
施設実施分洗濯代(ハスタオル等)	990円/(1ヶ月)
ティッシュペーパー	100円/(1箱)
清拭タオル	500円/(1箱)
おやつ代(該当者のみ)	180円/日
娯楽費(レクリエーション用品等)	110円/1回
介護用歯ブラシ	351円/(1本)
吸引歯ブラシ	906円/(1本)
歯鏡	591円/(1本)
歯間ブラシ	453円/(1袋)
ワンタフトブラシ(すき間用)	229円/(1本)
ケア用コップ	15円/(1個)
口腔ケア用ジェル	2,434円/(1本)
歯磨きティッシュ(90枚入り)	754円/(1袋)
うがい用洗口液	1,151円/(1本)
うがい受け	300円/(1個)
スポンジブラシ(30本)	1,202円/(1箱)
ポリデント(108錠入り)	1,120円/(1箱)
シャンプー、ボディソープ、保湿クリーム	330円/月
個人嗜好品	実費

①②は、世帯の所得等により減免があります。詳しくは市町村窓口にお問い合わせ下さい。

- 3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(記録)

第7条 施設は、入所者の施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保存する。

(身体の拘束その他の制限)

第8条 施設は、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、入所者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により入所者の行動を制限する行為を行わない。

- 2 施設が入所者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により入所者の行動を制限する場合は、入所者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明を行う。

また、この場合当施設は、事前又は事後速やかに、入所者の後見人又は入所者の家族(入所者に後見人がなく、かつ身寄りがない場合には連帯保証人)に対し、入所者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明を行う。

- 3 施設が入所者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により入所者の行動を制限した場合には、前条の(記録)に関する書類に次の事項を記載する。
 - 一 入所者に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間
 - 二 前項に基づく入所者に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
 - 三 前項に基づく入所者の後見人又は入所者の家族(入所者に後見人がなく、かつ身寄りがない場合には連帯保証人)に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
- 4 当施設は、「身体抑制対策委員会」を設置し、月一度見直しを行い、拘束ゼロに向けて支援する。

(褥瘡対策)

第9条 施設は入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みの一つとして、褥瘡が発生しないような適切な看護・介護に努めるとともに、褥瘡対策委員会を設置し、その発生を防止するための体制を整備する。

(非常災害対策)

第10条 施設は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

- 2 風水害、地震等に備えた岐阜市地域防災計画への協力に努め、災害時における施設の被災状況を市に報告するとともに、岐阜市地域防災計画の推進を図る。

(事故発生時の対応)

第11条 入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、及び入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 サービスの提供にともなう、当施設の責めに帰すべき事由により、入所者の生命・身体・財産に損害をおよぼした場合は、入所者に対してその損害の賠償を行う。

(苦情等への対応)

第12条 施設は、介護医療院サービスの提供に係る入所者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 施設は、提供した介護医療院サービスの提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 施設は、提供した介護医療院サービスに係る入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(掲示)

第13条 運営規程、重要事項説明書等の重要事項はインターネット上の当施設ホームページに掲示して、閲覧できるようにする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第14条 職員は、事前に入所者に対して、次の点に留意していただくよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなった時は、速やかに申し出る。
- (2) 入所生活の規則は当施設の規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(職員の服務規律)

第15条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務にあたっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意する。

- (1) 職員は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- (2) 施設は、職員であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、職員との個人情報に関する誓約書の内容とする。
- (3) 入所者に対しては、人格を尊重し、親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (4) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならないこと。
- (5) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がけること。

(職員の質の確保)

第16条 施設は、職員の資質向上のために、その研修機会を確保する。

(衛生管理)

第17条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、対策検討委員会を設置し、その発生を防止するための体制を整備する。

(協力病院等)

第18条 施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めるものとする。

- 2 施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(地域との連携)

第19条 施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第20条 この運営規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は「重要事項説明書」に基づくものとする。

附則 この運営規程は、2019年4月1日から施行する。

附則 この運営規程は、2019年10月1日から施行する。

附則 この運営規程は、2020年10月1日から施行する。